

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（素案）

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロス削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下、「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、5月31日に公布、10月1日に施行された。

本基本方針は、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

また、基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針ともなるものである。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

我が国では、

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2018年度の食料自給率（カロリーベース）は37%となっている。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2兆円程度の費用を支出している。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の1/4を占めている。
- ・子どもの貧困が深刻な状況にあり、7人に1人と依然として高水準である。

世界では、

- ・世界の食料廃棄量は年間約13億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている。廃棄された食料の製造・販売等のためにもCO₂が排出され、生産のため土地の利用等にも無駄が生じている。
- ・世界の人口は増え続けており、2050年には約97億人に達すると推計されている。
- ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は約8億人いると推計されている。
- ・2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発のための目標（以下「SDGs」という）においても、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられている。

以上のように、世界の人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGsにおいても、その削減が重要な課題となっている。

我が国においても、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生しており、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。食品ロスの削減により、家計負担や、地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減が図られ、廃棄される食品の生産に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることも期待できる。

2 我が国の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間643万トン（平成28年度推計）と推計されている。これは、国連世界食糧計画（WFP）による2017年の食料援助量約390万トンの1.6倍に相当する。そのうち、事業系廃棄物由来のものが352万トン、家庭系廃棄物由来のものが291万トンである。事業系廃棄物由来の食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約4割を占めている。主

な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」「返品」「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」「食べ残し」等が挙げられる。家庭系廃棄物由来の食品ロスの内訳をみると、「食べ残し」「過剰除去」「直接廃棄」となっている。

3 基本的な方向

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

- ・ 食べ物を無駄にしない意識を持ち、
 - ・ 食品ロス削減の必要性について認識した上で、
 - ・ 生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
 - ・ 消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
 - ・ 可能なものから具体的な行動に移す、
- ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

II 食品ロスの削減の推進に関する事項

1 求められる役割と行動

(1) 消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握し、見直しを図ることにより、日々の生活から排出される食品ロスの抑制に努める。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、持続可能な消費行動を行うとともに、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援するよう努める。

具体的には以下のような行動が期待される。

① 買い物の際

- ・ 事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解のうえ、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入すること。

- ・常に十分な量の多様な食品が店頭に置かれていることを望む消費者の意識に配慮して食品小売業者等が過剰に食品を仕入れざるを得ないことが食品ロスの発生要因の一つであることを意識すること。

- ・食品ロスの削減への取組を行っている店舗を積極的に利用すること。

- ・包装資材（段ボール）ごと購入する場合、包装資材に傷や汚れがあったとしても、商品である中身に問題がなければ、そのまま販売されることに理解・協力すること。

② 食品の保存の際

- ・冷蔵庫等の整理整頓に努め、庫内の食品を適切に管理すること。

- ・食材に応じた保存方法について情報収集し、使い切るまで適切に保管すること。

- ・災害時用備蓄食料については、賞味期限を把握し、「ローリングストック法」を取り入れるなど食品ロスが発生しないよう努めること。

- ・期限表示を理解すること。特に、賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行うこと。

③ 調理の際

- ・家にある食材を計画的に使い切ること。使い切りに資する料理を実践すること。

- ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすこと。

- ・作りすぎたものは適切に保管し、リメイク等の工夫もしながら使い切ること。使い切りレシピの情報収集に努めること。

- ・食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないこと。

④ 外食の際

- ・食べきり協力店などの食品ロス削減の取組を行っている店舗を積極的に利用すること。

- ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べること。

- ・宴会時においては、「3010運動」等を実践するなど、食べきるための行動をすること。

- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰ること。

- ・有り余る程の量の宴席料理、終了時間まで補充されるbuffetサービス、品切れのないメニューを望む消費者の意識に配慮して、外食事業者が過剰に料理を準備したり食材を仕入れたりせざるを得ないことが、食品ロスの発生要因の一つであることを意識すること。

(2) 農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの抑制に努める。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。

具体的には以下のような行動が期待される。

① 農林漁業者

- ・規格外の農林水産物の有効活用を促進すること。

② 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努めること。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組むこと。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組むこと。
- ・食品小売事業者と連携した適正受注を推進すること。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図ること。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進すること。

③ 食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、日配品の適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組むこと。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した仕入れ、販売等の工夫をすること。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をすること。
- ・消費期限、賞味期限に近い食品から購入するよう促す取組（値引き等）を行うこと。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行うこと。

④ 外食事業者等

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をすること。
- ・消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入すること。
- ・3010運動等の食べきりを促す取組を行うこと。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨を

かりやすい情報提供を行うこと。

・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあつては、削減のための可能な取組を行うこと。

⑤ 食品関連事業者等に共通する事項

・包装資材（段ボール）に傷や汚れがあつたとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障をきたす場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容すること。

・フードシェアリング等のサービスの活用等による売り切りの工夫を行うこと。

・フードバンクの活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行うこと。

(3) 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンクへの提供を含む。）。

(4) マスコミ、消費者団体、NPO等

上に記載した求められる役割と行動をとる消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。

(5) 国・地方公共団体

上に記載した求められる役割と行動をとる消費者や事業者が増えるよう、2に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める。

2 基本的施策

国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力的に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにしていくため、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を推進する。その際、消費者、事業者等がⅡの1に掲げた「求められる役割と行動」をとるために必要な実践的な情報を併せて提供する。引き続き、

食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」として展開することとし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会等との連携を図る。

- ・消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。特に、消費者が食品ロスを意識する取組を推進し、食品ロスの計量が効果的であることを周知する。

- ・消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進する。

- ・消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」により、外食時の食べきり・持ち帰り（持ち帰り用容器の活用を含む。）等に係る啓発を一層推進する。

- ・消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。

- ・ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。

- ・食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施する。

- ・児童・生徒・学生に対し、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、学校・家庭・地域など身近なところから取組を実践するよう促す。

（2）食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。

- ・規格外の農林水産物の活用（加工・販売等）を促進する。

- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化（年月表示・日まとめ表示）、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和（取組企業や実施品目の拡大）を一体的に促進する。また、日配品の適正発注の推進を図る。

- ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。

- ・期限表示の理解や適切な購買行動の促進等に係る食品関連事業者による一体的な消費者啓発の推進に向けた情報提供を行う。また、これらの消費者啓発活動の周知による横展開の促進を図る。

- ・小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外

食事業者の取組を促進するほか、buffetでの食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」等による啓発を一層推進し、食べきりや、持ち帰りについての留意事項を周知しつつ、「自己責任で持ち帰り」を「当たり前」にする啓発を推進する。

- ・需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなサービスの活用等による食品ロス削減の取組を促進する。
- ・食品ロス削減の取組に積極的な事業者等の見える化を図る。

(3) 表彰

食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において表彰制度を創設する。

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

- ・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。
- ・食品ロスの内容、発生要因等を分析する。
- ・食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。

(5) 情報の収集及び提供

- ・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化する。
- ・エシカル消費の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。
- ・食品ロスの削減による環境負荷の算定の成果に係る情報発信を行う。

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。

- ・関係者相互の連携のための取組（例：食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチング、フードドライブの推進）を含めた、フードバンク活動の支援を行う。
- ・食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。

- ・地方公共団体等の災害備蓄食料の更新にあたり、フードバンク活動団体への提供を行うなど、有効活用を図ることを促進する。
- ・食品の提供等に伴う責任のあり方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。

Ⅲ その他食品ロスの削減に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

- ・我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。
- ・食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興等の観点から、重要な位置づけを有するものである。
- ・都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる。

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

① 推進体制の整備

- ・地方行政として推進していくためには、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。
- ・推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。
- ・地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等との協働が必要である。その際、フードバンク活動団体との連携についても、フードバンク活動が行われている地方公共団体を中心に、配意する。
- ・食品ロス削減推進計画の策定に関し、関係法令に基づく各種の計画（食育推進計画、廃棄物処理計画等）との調和を保つことが重要である。

② 地域の特性等の把握

- ・食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、削減計画の策定を行うことが望まれる。
- ・削減計画は、ゴミ袋の開封による、組成調査を行い、現状を把握した上で、策定することが望まれる。

- ・近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。

- ・これにより、全国的な連携の拡大につながることが期待される。

③ 計画策定時

- ・食品ロス削減推進計画の策定にあたっては、以下について留意すること。

- ア IIの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。

- イ 廃棄物処理法に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、同計画の中に食品ロスの削減の取組を位置づけることも考えられること。

- ウ 食品ロスの削減による廃棄物量、廃棄物処理費用、CO2削減量等の削減見込みを明記することが望ましいこと。

- エ 食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を検討すること。

- オ 地方公共団体におけるSDGsや地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置づけることも考えられること。

④ 策定後の推進

- ・連絡会議等を活用し、定期的に取り組みの成果を検証し、PDCAサイクルの徹底を図りつつ、効果が上がるよう推進することが重要である。

(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援

- ・国は、地域における食品ロスの削減を進めるため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。

- ・このため、国は、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう必要な支援（地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む）、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。

2 関連する施策との連携

- ・食品ロスの削減の推進については、「循環型社会形成推進基本法」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「食育推進基本計画」、「廃棄物処理基本方針」など多岐にわたる施策に位置づけられているが、目指すべき方向は共通である。

- ・関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。

3 食品ロスの削減目標等

- ・食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスを削減すること」である。

- ・食品ロスの削減の目標は、SDGs も踏まえて、家庭系の食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月）、事業系の食品ロスにおいては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年 7 月）において、ともに 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定している。

- ・本基本方針においても、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進する。

- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とする。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

- ・国は、食品ロスの削減の推進に関する施策の実施状況について、適切に点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて施策の見直しを行う。

- ・社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、法施行後おおむね 5 年を目途に本基本方針の見直しについて検討する。

- ・地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。